（別紙１）

変額年金保険等に係る責任準備金積立ルール等改正の概要について

１．変額年金保険等の商品性と契約動向

変額年金保険等は、資産運用成果が直接的に保険契約の積立金に反映されることから、保険契約者は運用資産の果実を享受できるとともに損失も負う。一方、商品としての魅力を高めるため、死亡時又は年金開始時に払込保険料相当額の最低保証が付されているのが一般的であり、これに対応する最低保証リスクは保険会社が負う仕組みとなっている。（図１参照）

【図１】　　変額年金保険の最低保証の例

（一時払保険料相当額を最低死亡保証及び最低年金原資保証をする場合）

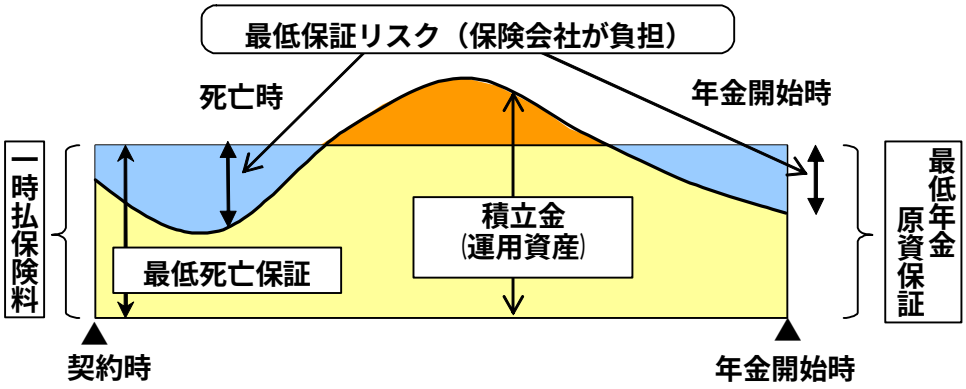

- 最低死亡保証は、死亡時点における積立金が一時払保険料相当額（最低保証の額）を下回っている場合、積立金と一時払保険料相当額の差額を保険会社が負担するもの。
- 最低年金原資保証は、年金開始日前日の時点における積立金が一時払保険料相当額（最低保証の額）を下回っている場合、積立金と払込保険料相当額の差額を保険会社が負担するもの。

変額年金保険は平成 11 年から販売を開始し、平成 14 年 10 月の銀行窓販解禁を契機に販売量が拡大しており、平成 16 年 3 月末の保有契約高は 3 兆 1,634 億円に達している。

２．問題の所在と対応

これまで、この最低保証リスクに対する備えは、保険会社によって区々であり、統一的な積立ルールでないことから、ケースによっては不十分となっている可能性がある。最近の株価の動向からすると、これまでのところ、含み損といった問題は生じていないと考えられるが、保険契約の長期性や変額年金市場の拡大に伴う経営への影響等を勘案すれば、積立ルール等の整備を図ることは喫

緊の課題である。

このような問題認識から、保険会社において適切なリスク管理が行われ、将来の債務履行のために必要な積立が可能となるよう、日本アクチュアリー会の検討結果や関係各方面の御意見等を参考として以下のような積立ルール等を整備した。

３．積立ルール等の概要（保険業法施行規則第 69 条・第 87 条等改正の概要）

(1) 責任準備金及びソルベンシー・マージン基準の最低保証リスク額算出のルール化

- 標準的方式、あるいは代替的方式のいずれかの方式により最低保証リスク額の算出を行う。

・標準的方式　：最低保証リスク額を算出する際の計算基礎率である期待収益率及びボラティリティを、標準的なパラメータを使用し、標準的な計算式により算出（ソルベンシー・マージン基準上のリスク額は保証種類別に算出）する方式
・代替的方式　：全体としてのリスクカバー能力が標準的方式と同等であることを要件として、期待収益率及びボラティリティは必ずしも標準的なパラメータに拠らないものを使用する方式

- 最低保証リスクに対する責任準備金及びソルベンシー・マージン基準に対応する考え方は以下のとおり。（図 2 参照）

【図 2】

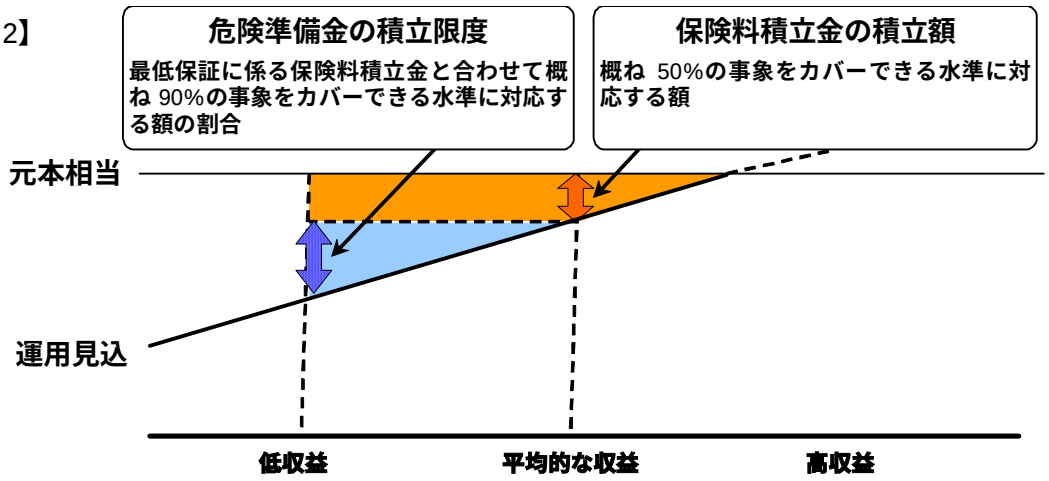

① 保険料積立金の積立ルール
- 最低保証リスクのうち、通常の予測されるリスクに対応するもの（概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応するもの）を保険料積立金として積立。
- なお、払込保険料とその運用損益については、従来どおり保険料積立金として積立。
- この考え方は、標準的方式及び代替的方式に共通。

② 危険準備金の積立ルール
- 毎年、最低保証に係る収支残（最低保証のために必要となる保険料から最低保証のために支払われた保険金を差し引いたもの）以上の額を、危険準備金として積立。
- また、最低保証リスクのうち、通常の予測を超えるリスクに対応するもの（最低保証

に係る保険料積立金と合わせて、概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応するもの）として、保険料積立金の６％相当額を危険準備金の積立限度に設定。

③ ソルベンシー・マージン基準

- 責任準備金の積立ルールと整合的に、最低保証リスクのリスク相当額を設定。
- すなわち、現時点において通常の予測を超えて起こりうる価格変動によって生ずるリスクをカバー（最低保証に係る保険料積立金と合わせて、概ね 90%の事象をカバー）するために追加で積立が必要となる額を、標準的方式の場合は最低保証額の 2%と評価して、また、代替的方式の場合は複数のシナリオ等に基づいたリスク評価によって、算出する。
- 併せて、解約返戻金相当額超過部分について、平成 17 年度以降、ソルベンシー・マージン総額への算入を認める予定。

(2) ディスクロージャー

最低保証リスクに関する評価について、責任準備金やソルベンシー・マージン基準上のリスク相当額の算出方法、その計算の前提及び使用したリスク計測モデルの正確性の検証結果等を開示。

４．適用対象

保険料積立金に関するものは平成 17 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約に適用する。危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関するものは過去の全ての保険契約を対象とし、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

なお、平成 17 年 3 月以前の保険契約については、平成 17 年度以降、毎決算期において保険料積立金が十分に積み立てているかどうかの分析（将来収支分析）を行い、不足額が認められれば必要な積み立てを行うこととなる。

（以　上）